

緊急事態宣言解除に伴う営業活動のお知らせ

2020年5月27日
シフトプラス株式会社

4月7日に発令された緊急事態宣言の全面解除に伴い、在宅勤務を実施していた大阪本社、札幌・千葉・福岡の各営業所では、6月1日より社員は出社、事務所での業務を再開いたします。

現在、社内に新型コロナウイルス発症者や体調の悪化している社員はなく、政府各自治体の感染拡大防止の対処方針を遵守しながら、社員の体調管理、時差出勤、一部社員のリモートワーク等を継続してまいります。営業活動においては従前とは若干異なる点もございますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、感染防止対策等は、下記のとおりです。

記

1. 期 間 2020年6月1日（月）から
2. 実施場所 本社および各営業所
* 本社、札幌・千葉・福岡営業所は出勤再開
3. 勤務にあたって
 - (1) 体調管理
出勤前、就業中体温計測を実施・記録します（弊社管理ソフト「KENON（ケンオン）」使用）。体調不良が認められた場合は早期に対応できる体制を整えます。
 - (2) 時差出勤
通勤時の混雑を避けることができるように時差出勤を実施します。
 - (3) リモートワークの推進
感染機会を減らすため、会議・打合せ・ミーティングにつきましては、電話やテレビ等による非対面形式での実施を進めてまいります。

以上